

令和2年第9回小国町教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和2年10月1日(木)
- 1 開催の場所 おぐに町民センター 206号室
- 1 開 会 10月1日 午前9時30分
- 1 閉 会 10月1日 午前9時56分
- 1 出席委員 教 育 長 麻生廣文君
教 育 委 員 田代篤雄君
教 育 委 員 梅田聖子君
教 育 委 員 横尾祐輔君
教 育 委 員 千明和浩君
- 1 出席職員 事 務 局 長 木下勇児君
事 務 局 次 長 久野由美君
(社会教育係長兼務)
学 校 教 育 係 長 後藤栄二君

議事の経過（R2.10.01）

教育長（麻生廣文君） おはようございます。ただいま、出席委員5人です。定員数に達しておりますので、令和2年第9回小国町教育委員会会議を開催いたします。

（午前9時30分）

教育長（麻生廣文君） 議事日程につきましては、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1「会議録署名の指名について」は、小国町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、本日出席の教育委員全員及び会議録を調整する職員の署名とします。

日程第2「会期の決定について」 お諮りいたします。会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

教育委員（全員） はい。

教育長（麻生廣文君） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたします。

日程第3「教育長の報告について」 それでは、私の方から報告させていただきます。

- ① 小中学校において7月豪雨や台風により3日間ほど臨時休校となった。
その対応として、小学校はモジュール授業（週に3日、朝の学活で10分+10分+25分）で1時間を生み出す。中学校はロング授業（週に2回、朝学活25分+1時間目50分又は7時間授業）で授業時数を捻出しています。
- ② 小学校運動会、中学校体育大会はコロナ感染対策として、保護者や来賓の観覧制限や競技を厳選し午前中の開催、昼食なし等の対策を行い、無事終了しました。この模様はおぐチャンで放送されております。
- ③ 修学旅行については、小学校が10月11日から12日にかけて長崎方面です。バスの増便や宿の部屋数の増など3密を防ぐ取り組みを行い実施します。
中学校は3学期に四国方面で実施を検討しています。
- ④ 別紙「新型コロナウイルス感染症発生時の対応シミュレーション」について説明する。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症関連の教育関係予算を別紙「家庭支援・給付等の対策（子ども・教育に関わるもの）」について説明する。
- ⑥ 町内の不審者情報として9月27日（日）14時過ぎにケヤキ広場で子供たちの持ち物を物色している所を地域住民が目撃され通報したという事案が発生しました。その後、容疑者は特定されたようです。

報告は以上です。ただ今の報告事項について、質問あるいはご意見等あれば、お願いいたします。

なければ、次に移りたいと思います。

日程第4「教育委員会事務局からの報告について」事務局からお願いします。

事務局長（木下勇児君） 事務局からは3点ほど報告させていただきます。

- ① 新型コロナウイルス感染症対策としてスクールサポートスタッフを、小中学校に1名ずつ熊本県教育庁から配属されるもので、費用は県費、週20時間勤務です。募集しておりましたが応募がなかったのですが、このほど希望があり近いうちに小中学校ともに配属となる見込みです。いずれも女性です。
- ② 10月26日に長崎県北松浦郡の小値賀町から小中高一貫教育について視察に来町されます。小中学校と小国高校で対応するようにしています。
- ③ GIGAスクール端末機の購入について、9月11日に入札があり業者や契約金額が決まりました。別紙「資料2教育委員会事務局」にて説明する。報告は以上です。

教育長（麻生廣文君） ただ今の事務局からの報告事項について、質問あるいはご意見等あれば、お願いします。

なければ、ただいまから議事に入りたいと思います。

日程第5 議案第1号 「小国町教育長の職務代理者の指名について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（木下勇児君） （議案集朗読）

資料1をご覧ください。本日の小国町教育長の職務代理者の指名につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項、小国町教育委員会会議規則第2条の規定に基づき行われるものでございます。これまでは4年間、田代委員に職務代理者をお願いしておりました。

教育長の職務代理者について説明させていただきますと、一つ目としまして教育長は教育委員会の構成員となり、かつ代表者となることから、その代理は教育委員会の事務局職員の中からではなく委員の中から選任すること、二つ目は職務代理者が行う職務に具体的な事務の執行と、職務代理者が自ら事務局を指揮監督し事務執行が困難な場合には、同法第25条第4項に基づきその職務を教育委員会事務局職員に委任することが可能であること、三つ目が教育長の職務代理者である委員は、法律上、教育長の権限に属する一切の職務を行うものであるが、その場合でも教育長の身分に関する規定は適用されず服務については同法第12条が適用されるものであることとなっておりますので、非常勤でこれまでの委員さんとしての服務と変わりがないというものです。説明は以上です。

教育長（麻生廣文君） 田代委員につきましては、9月議会で再任の同意をいただき、本日9時から渡邊町長より辞令を交付していただきました。

ただ今の説明について、質問あるいはご意見等あれば、お願いします。

ご質問等がなければ私から教育長の職務代理者を指名させていただきます。引き続き田代委員にお願いをしたいと思っております。田代委員、よろしいでしょうか。

(その他の教育委員より、「よろしく申し上げます。」と呼ぶ者あり。)

教育委員（田代篤雄君） はい。

教育長（麻生廣文君） それではよろしく申し上げます。

日程第6「その他」となっていますが、委員の皆様からあるいは事務局の方から何かあれば申し上げます。

教育委員（千明和浩君） 8月頃に配布した「歴史遺産資料おぐに」について、1冊当たりの価格を教えてくださいませんか。

事務局長（木下勇児君） 印刷代と費用弁償を含め約630円ほどだったと思います。3000部作成しました。人件費は含まれておりません。

教育長（麻生廣文君） 元々、小中学生の学習用教材として作成したものですので、小中学校には各クラスに備え付けとして配備し、いつでも授業で学習できるようにしております。

その他に何かございませんか。なければ、閉会したいと思います。ご審議ありがとうございました。これをもちまして、令和2年第9回小国町教育委員会会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

(午前9時56分)